

岐阜大学キャンパスマスタープラン推進グループ要項

平成27年4月1日
制 定

(目的)

第1条 この要項は、岐阜大学キャンパスマスタープラン推進グループ（以下「PG」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 岐阜大学施設マネジメント推進室（以下「推進室」という。）規程第7条に基づき、PGを置く。

(協議事項)

第3条 PGは、次に掲げる事項を協議する。

- 一 キャンパスマスタープラン及びアクションプランに関すること。
- 二 施設の整備、維持及び保全計画に関すること。
- 三 実施事業の評価に関すること。
- 四 推進室より付託された事項に関すること。

(グループ長)

第4条 PGにグループ長を置き、推進室の室長が指名した者をもって充てる。

(組織)

第5条 PGのグループ員は、グループ長が指名した者をもって充てる。

(任期)

第6条 前条に規定するグループ長の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 グループ員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(グループ長代理)

第7条 グループ長に事故があるときは、グループ長があらかじめ指名するグループ員がその職務を代理する。

(意見聴取)

第8条 PGが必要と認めた場合は、グループ員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(付議)

第9条 PGは、第3条による協議内容を推進室へ付議する。

(庶務)

第10条 PGに関する庶務は、管理部施設課において処理する。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、施設マネジメント推進室が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。